

# 東北運輸局報



第1413号

令和6年1月4日

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/>

## 目次

年頭の辞	1	辞令	人事異動	5
公示	3	運輸局情報	自動車保有車両数	6
行政処分	4			
	4			

### 年頭の辞

東北運輸局長 石谷 俊史

あけましておめでとうございます。

令和6年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

運輸・観光事業者の皆様におかれましては、地域の暮らしを支える地域公共交通の確保・維持、経済活動を支える円滑な物流、快適に観光を楽しめる環境づくり、そしてこれらのサービスの安全・安心の確保など、日々最前線でご尽力いただいていることに、心から敬意を表し、感謝申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、いわゆる「ポストコロナ」時代が幕を開けましたが、長期的な人口減少・少子高齢化に加え、コロナ禍を経て人々のライフスタイルや需要のあり方が変化するなど、運輸・観光業界には様々な課題が山積しています。こうした課題に対応するべく、東北運輸局では、引き続き様々な施策を講じてまいります。

まず、運輸事業の最大の使命である安全・安心の確保については、運輸安全マネジメント評価や事業者に対する監査・指導を通じて安全意識の向上を図るなど、各関係機関と連携しつつ、万全を期して取り組みます。

また、近年、自然災害が頻発化、激甚化する中で、適切に防災・減災対策を講じ、万が一の発災時には、必要な人や物の輸送の確保や被災地の交通の早期の復旧について、迅速かつ適切に対応できるよう、体制の強化とともに、地方公共団体や関係機関との連携強化にも努めます。

地域公共交通については、昨年10月に改正地域交通法が全面施行され、地域の関係者の共創、すなわち、交通事業者単独で取り組むのではなく、地域の関係者が自分事として連携・協働し、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」を進めるための法制度や予算制度が整備されました。東北運輸局においては、こうした新たな制度も活用し、地域公共交通計画の作成支援や各種の財政的支援等を通じて、地域における「おでかけの足」の確保に向けた取組を推進してまいります。

また、厳しい状況に直面する地域鉄道やローカル線に関しては、国としても、地域の議論に積極的に関与しながら鉄道事業者と沿線自治体、地域の関係者の協働を促してまいります。将来のまちづくりや観光振興など大きなビジョンの中で、鉄道の役割や意義、利活用方策について丁寧な検討を行いつつ、利用者の利便性の向上を図っていくことが重要であると考えています。

さらに、全ての人にとって、円滑で快適な移動が確保されるよう、市町村におけるバリアフリーマスタープラン及び基本構想策定の支援や、心のバリアフリーの推進等も含め、様々な環境整備に取り組めます。

我が国の成長と地方創生の柱である観光については、観光立国推進基本計画（第4次）を踏まえ、高付加価値化、インバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するための取組を集中的に実施するとともに、昨今話題となっておりますオーバーツーリズムの防止にも努め、持続可能な観光地域づくりを推進してまいります。また「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを目指し、旅行者と地域住民の双方に配慮した総合的な観光地マネジメントを行い、観光地と観光産業が連携した面的なDXの推進に取り組めます。

また、運輸・観光産業における人材不足は一層深刻な状況にあるものと認識しています。東北運輸局においては、引き続き、業界の皆様や関係機関と連携した人材確保対策の推進、運輸・観光業界を支える人材の働きがいの向上、運送事業における生産性向上等の取組を進めてまいります。「物流2024年問題」についても、トラックGメンの活動などを通じ、トラック輸送における取引環境や長時間労働の改善に取り組んでまいります。

その他、昨年6月の「物流革新に向けた政策パッケージ」や10月の「物流革新緊急パッケージ」に基づき、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の物流の効率化、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しを引き続き推進します。

東日本大震災の発生から今年で13年になりますが、被災地ではまちのにぎわいの再生など、引き続き多くの課題があります。東北運輸局は、関係機関と緊密に連携するとともに、地方公共団体や事業者等の地域の皆様と協力しながら、被災地の人流・物流の回復・発展、そして東北地方のより一層の活性化に向け、しっかりと取り組んでまいります。

コロナ禍で人々の行動や意識は大きく変化するとともに、DX・GXといった新たな課題への対応が求められるなど、私たちは今まさに、時代の転換期を歩み始めています。こうした状況をチャンスと捉え、官民が連携し、運輸・観光産業が新たな方向性を見出していけるよう、全力を挙げて取り組む所存です。皆様におかれても、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様のご健勝を心より祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 公 示

公示第121号

## 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年1月4日

東北運輸局長 石谷 俊史

## 1. 申請事案の概要

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

事案番号	申請者	申請年月日	事案の概要
5旅一第2号	岩手県北自動車株式会社 (法人番号： 2400001005014)	令和5年12月18日	対キロ区間制 基準賃率 45円30銭 (31円10銭) 初乗運賃 170円 (150円)

※ ( ) 内は現行

## 2. 意見の聴取の申請に関する事項

## (1) 意見聴取申請書

意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出すること。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②事案番号及び事案の件名
- ③意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## (2) 申請期限

意見聴取申請書は、公示の日から10日以内に提出すること。

なお、郵送による申請の場合は、消印が公示の日から10日以内であること。

## (3) 申請書提出先

〒983-8537

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地  
東北運輸局自動車交通部旅客第一課

# 行政処分

◆旅客自動車運送事業者に対する行政処分等

自動車交通部自動車監査官

県別	業種	事業者		処 分 理 由	処 分 内 容					
		氏名又は名称 代表者名	主たる事務所 対象営業所		処 分 年月日	処分の 種 類	停 止 車両数	停 止 日車数	違 反 点 数	
岩手	貸切	株式会社 翼交通花巻 (法人番号9400001012805) 代表者菊池 貴幸	岩手県花巻市 本社営業所	(1)乗務員等台帳の作成義務違反	R5.11.27	文書警告	/	/	/	1

◆貨物自動車運送事業者に対する行政処分等

自動車交通部自動車監査官

県別	業種	事業者		処 分 理 由	処 分 内 容					
		氏名又は名称 代表者名	主たる事務所 対象営業所		処 分 年月日	処分の 種 類	停 止 車両数	停 止 日車数	違 反 点 数	
秋田	一般	田沢湖運送 株式会社 (法人番号8410001008530) 代表者伊藤 一也	秋田県仙北市 本社営業所	(1)運転者の指導監督義務違反	R5.11.9	文書警告	/	/	/	/
秋田	一般	高橋産業 株式会社 (法人番号7410002006229) 代表者高橋 邦幸	秋田県男鹿市 本社営業所	(1)運転者の指導監督義務違反 (2)運転者の指導監督記録義務違反	R5.11.14	文書警告	/	/	/	/
秋田	一般	近物ックス 株式会社 (法人番号8080101005494) 代表者堀内 悟	静岡県駿東郡 清水町 横手営業所	(1)運転者台帳の作成義務違反 (2)運転者の指導監督義務違反	R5.11.15	文書警告	/	/	/	/
秋田	一般	有限会社 石乃運輸 (法人番号7410002010123) 代表者佐々木 ツセ	秋田県能代市 本社営業所	(1)運転者の指導監督義務違反	R5.11.21	文書警告	/	/	/	/
福島	一般	有限会社 柏屋運送 (法人番号9380002008631) 代表者新妻 弘行	福島県郡山市 富久山営業所	(1)乗務時間等基準の遵守違反 (2)点呼の記録義務違反 (3)業務の記録義務違反 (4)運転者等台帳の作成義務違反【5名以下作成なし】 (5)運転者等台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】 (6)運転者の指導監督義務違反 (7)初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反 (8)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反 (9)運行管理者の講習受講義務違反	R5.11.29	輸送施設の使用停止及び文書警告	3	60	6	

辞 令

人 事 異 動

令和 5 年 1 2 月 3 1 日付  
(国土交通省東北運輸局)

(東北運輸局長発令)

発 令 事 項	氏 名	現 職
辞 職 (12月31日付)	寺 嶋 俊 亮	秋田運輸支局首席運輸企画専門官 (企画輸送・監査) [輸送・監査] 付
	以 上	

# 運輸局情報

◆自動車保有車両数(令和5年9月末)

自動車技術安全部管理課

用途	車種	業態	青森			岩手	宮城	秋田	山形			福島			管内計	
			青森	八戸	計				山形	庄内	計	福島	いわき	計		
貨物	普通車	自家用	14,503	10,654	25,157	25,585	36,447	14,497	13,017	4,371	17,388	26,976	9,629	36,605	155,679	
		事業用	4,816	3,749	8,565	9,934	19,781	6,171	5,016	1,816	6,832	13,623	4,246	17,869	69,152	
		計	19,319	14,403	33,722	35,519	56,228	20,668	18,033	6,187	24,220	40,599	13,875	54,474	224,831	
	小型車	四輪	自家用	26,820	18,644	45,464	43,651	75,036	28,729	26,802	9,060	35,862	53,497	17,799	71,296	300,038
			事業用	418	268	686	532	1,110	342	314	127	441	675	180	855	3,966
			計	27,238	18,912	46,150	44,183	76,146	29,071	27,116	9,187	36,303	54,172	17,979	72,151	304,004
		三輪	自家用	5	2	7	7	13	4	7	0	7	11	2	13	51
			事業用	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
			計	5	2	7	7	14	4	7	0	7	11	2	13	52
	被けん引車	自家用	110	80	190	285	324	102	107	32	139	239	102	341	1,381	
事業用		329	609	938	786	3,155	486	183	274	457	1,080	900	1,980	7,802		
計		439	689	1,128	1,071	3,479	588	290	306	596	1,319	1,002	2,321	9,183		
軽自動車	四輪	83,593	51,124	134,717	142,695	157,315	119,987	92,141	32,535	124,676	151,945	45,594	197,539	876,929		
	三輪	3	0	3	10	12	6	8	2	10	6	2	8	49		
	貨物計	130,597	85,130	215,727	223,485	293,194	170,324	137,595	48,217	185,812	248,052	78,454	326,506	1,415,048		
乗合	普通車	自家用	198	139	337	366	346	222	149	128	277	211	119	330	1,878	
		事業用	705	588	1,293	983	1,894	648	338	110	448	1,074	425	1,499	6,765	
		計	903	727	1,630	1,349	2,240	870	487	238	725	1,285	544	1,829	8,643	
	小型車	自家用	932	614	1,546	1,443	1,563	1,010	1,074	270	1,344	1,524	580	2,104	9,010	
		事業用	233	98	331	315	747	160	141	57	198	437	147	584	2,335	
乗合計	2,068	1,439	3,507	3,107	4,550	2,040	1,702	565	2,267	3,246	1,271	4,517	19,988			
乗用	普通車	自家用	110,782	80,300	191,082	206,393	415,285	155,587	146,202	43,175	189,377	290,977	96,253	387,230	1,544,954	
		事業用	424	207	631	767	931	394	268	74	342	454	106	560	3,625	
		計	111,206	80,507	191,713	207,160	416,216	155,981	146,470	43,249	189,719	291,431	96,359	387,790	1,548,579	
	小型車	自家用	119,641	89,065	208,706	214,870	410,397	176,723	161,150	51,295	212,445	277,540	87,685	365,225	1,588,366	
		事業用	993	549	1,542	1,223	3,124	682	721	190	911	1,371	378	1,749	9,231	
乗用計	438,612	289,817	728,429	743,112	1,311,025	584,380	520,977	170,759	691,736	928,355	295,688	1,224,043	5,282,725			
特種	普通車	自家用	8,087	5,208	13,295	12,965	18,447	8,807	6,590	2,339	8,929	13,967	4,813	18,780	81,223	
		事業用	3,153	2,080	5,233	3,767	6,962	1,838	1,466	751	2,217	3,362	1,186	4,548	24,565	
		計	11,240	7,288	18,528	16,732	25,409	10,645	8,056	3,090	11,146	17,329	5,999	23,328	105,788	
	小型車	自家用	862	506	1,368	1,913	2,686	1,393	1,205	479	1,684	2,554	893	3,447	12,491	
		事業用	81	40	121	101	209	91	76	25	101	102	22	124	747	
	計	943	546	1,489	2,014	2,895	1,484	1,281	504	1,785	2,656	915	3,571	13,238		
軽自動車	1,547	861	2,408	1,974	3,603	1,947	1,599	715	2,314	2,753	674	3,427	15,673			
特種計	13,730	8,695	22,425	20,720	31,907	14,076	10,936	4,309	15,245	22,738	7,588	30,326	134,699			
大型特殊	6,917	3,145	10,062	5,942	3,899	9,738	6,716	1,997	8,713	4,969	1,127	6,096	44,450			
二輪車	小型二輪車	8,621	5,836	14,457	17,413	39,077	11,667	11,550	3,940	15,490	27,052	7,888	34,940	133,044		
	軽二輪車	8,825	5,647	14,472	18,223	35,153	12,028	10,298	3,802	14,100	26,601	6,763	33,364	127,340		
	二輪車計	17,446	11,483	28,929	35,636	74,230	23,695	21,848	7,742	29,590	53,653	14,651	68,304	260,384		
総合計	609,370	399,709	1,009,079	1,032,002	1,718,805	804,253	699,774	233,589	933,363	1,261,013	398,779	1,659,792	7,157,294			

前月	両数	9,619	6,047	15,666	19,123	36,453	12,796	10,934	4,010	14,944	27,688	7,098	34,786	133,768
対比較増減	%	1.6	1.5	1.6	1.9	2.2	1.6	1.6	1.7	1.6	2.2	1.8	2.1	1.9
前年同月	両数	370	904	1,274	-830	4,638	-1,822	825	-466	359	1,231	-698	533	4,152
対比較増減	%	0.1	0.2	0.1	-0.1	0.3	-0.2	0.1	-0.2	0.0	0.1	-0.2	0.0	0.1

登録自動車数	300,009	216,545	516,554	531,828	1,002,357	407,624	371,542	116,570	488,112	694,643	226,592	921,235	3,867,710
検査対象自動車数	308,630	222,381	531,011	549,241	1,041,434	419,291	383,092	120,510	503,602	721,695	234,480	956,175	4,000,754
軽自動車数	300,740	177,328	478,068	482,761	677,371	384,962	316,682	113,079	429,761	539,318	164,299	703,617	3,156,540